

【共済組合】令和7年度財源率等に関する事項

1 一般組合員ほか

(単位:千分率)

		一般組合員等 (一般職・特別職・ 特定消防組合員・ 市町村長組合員)	70歳以上の 一般組合員等 (後期高齢適用者 を除く)	後期高齢適用者 (原則、75歳 以上の組合員)	継続長期組合員 (退職派遣者等)	職員団体専従者	
短期	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	51.60	51.60	2.52	—	51.60
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	51.60	51.60	2.52	—	51.60
	短期給付に係る特別財政調整事業の調整負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	0.10	0.10	—	—	0.10
	育児・介護休業手当金に係る公的負担金率【注】	標準報酬月額 標準期末手当等	0.87	0.87	0.87	—	0.87
介護	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.99	—	—	—	7.99
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.99	—	—	—	7.99
保健(福祉)	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	1.72	1.72	—	—	1.72
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	1.72	1.72	—	—	1.72
厚生年金保険	組合員保険料率	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50	—	—	91.50	91.50
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50	—	—	91.50	91.50
	基礎年金拠出金に係る公的負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	41.5	—	—	41.5	41.5
退職等年金	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
経過の長期	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939	—
厚生年金保険給付等追加費用率 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後 設立の所属所	9.0	「追加費用率9.0%」			
		上記以外の所属所	9.9	「追加費用率9.0%」×「支給率に基づく補正率1.092」(小数点以下4位未満の端数を切上げ)			
経過の長期給付追加費用率等 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後 設立の所属所	1.1	「追加費用率1.1%」			
		上記以外の所属所	1.4	「追加費用率1.1%」×「支給率に基づく補正率1.092」(小数点以下4位未満の端数を切上げ) + 「恩給条例給付負担金(払込金)相当分0.1%」			
事務費		組合員1人当たり月額900円(年額10,800円÷12月) ※短期組合員、後期高齢者等短期組合員の単価は、上記単価と異なります(裏面参照)。					
特定健診等に係る地方公共団体負担金		組合員1人当たり年額194円×各所属組合員数 ※組合員数は、短期組合員、後期高齢者等短期組合員も含めた令和7年4月1日の人数					

※ 「後期高齢適用者」は、短期給付は原則適用除外ですが、適用となる育児休業手当金・介護休業手当金に係る率を記載しています。

※ 経過の長期給付追加費用率に加算している恩給条例給付負担金(払込金)相当分については「0.1%程度」と見込まれ、追加費用等の負担金の請求額は、当組合の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。

※ 釧路市、北見市の追加費用率等については、次のとおりです。

厚生年金保険給付等追加費用率	釧路市	10.9	恩給条例給付負担金(払込金)相当分については、当組合の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。
	北見市	10.9	
経過の長期給付追加費用率等	釧路市	1.4	恩給条例給付負担金(払込金)相当分については、当組合の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。
	北見市	1.4	

※ 派遣職員・継続長期組合員・職員団体専従者については、子ども・子育て拠出金(通知時点での予定率3.6%)の負担があります。

※ 育児・介護休業手当金に係る公的負担金率、基礎年金拠出金に係る公的負担率、厚生年金保険給付等追加費用率及び経過の長期給付追加費用率については、後日告示される予定です。

【注】※ 「育児・介護休業手当金に係る公的負担金率」には、令和7年度から新設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る率を含みます。(令和6年7月3日及び12月4日付事務連絡参照)

2 短期組合員・後期高齢者等短期組合員

(単位:千分率)

区 分			短期組合員	後期高齢者等 短期組合員	短期組合員		後期高齢者等 短期組合員			
			(地方公共団体職員)	(地方公共団体職員)	(職員引継一般地方独立行政法人職員)		(職員引継一般地方独立行政法人職員)			
			負担金の負担主体		負担金の負担主体		負担金の負担主体		負担金の負担主体	
			地方公共団体		地方公共団体		独 法	地方公共 団 体	独 法	地方公共 団 体
短 期	掛 金 率	標準報酬月額	51.60	2.52	51.60	—	2.52	—		
		標準期末手当等								
	負 担 金 率	標準報酬月額	51.60	2.52	51.60	—	2.52	—		
		標準期末手当等								
	短期給付に係る特別財政調整事業の調整負担金率	標準報酬月額	0.10	—	0.10	—	—	—		
		標準期末手当等								
育児・介護休業手当金に係る公的負担金率【注】	標準報酬月額	0.87	0.87	—	—	—	—			
	標準期末手当等									
介 護	掛 金 率	標準報酬月額	7.99	—	7.99	—	—	—		
		標準期末手当等								
	負 担 金 率	標準報酬月額	7.99	—	7.99	—	—	—		
		標準期末手当等								
保 健 (福祉)	掛 金 率	標準報酬月額	1.72	—	1.72	—	—	—		
		標準期末手当等								
	負 担 金 率	標準報酬月額	1.72	—	1.72	—	—	—		
		標準期末手当等								
事 務 費		組合員1人当たり月額434円 (年額5,210円÷12月(3月調定時は端数調整のため436円)) ※一般組合員等の単価は、上記単価とは異なります。								
特定健診等に係る地方公共団体負担金		組合員1人当たり年額194円×各所属所組合員数 ※組合員数は、短期組合員、後期高齢者等短期組合員も含めた令和7年4月1日の人数								

※ 「後期高齢者等短期組合員」は、短期給付は原則適用除外ですが、適用となる育児休業手当金・介護休業手当金に係る率を記載しています。

【注】※ 「育児・介護休業手当金に係る公的負担金率」には、令和7年度から新設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る率を含みます。(令和6年7月3日及び12月4日付事務連絡参照)

3 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額

(単位:円)

短期・保健(福祉)	標準報酬月額	1,390,000
	標準期末手当等	5,730,000 (年度累計額)
厚生年金保険 退職等年金 経過的長期	標準報酬月額	650,000
	標準期末手当等	1,500,000

・任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額の最高限度額 360,000円

【福祉協会】令和7年度財源率等に関する事項

1-(1) 福利事業に係る掛金・負担金率(共済会員)

(単位:千分率)

		共 済 会 員
掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	0.467
	標 準 期 末 手 当 等	
負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	0.467
	標 準 期 末 手 当 等	

※「後期高齢適用人」は、福利事業は適用除外となります。

1-(2) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額(福利)

(単位:円)

福 利	標 準 報 酬 月 額	1,390,000
	標 準 期 末 手 当 等	5,730,000 (年度累計額)

2-(1) 退職後の医療給付事業に係る掛金率(現職会員)

(単位:千分率)

		現 職 会 員
掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	3.55

2-(2) 標準報酬の月額の限度額(医療)

(単位:円)

医 療	標 準 報 酬 月 額 (最 高 限 度 額)	650,000
	標 準 報 酬 月 額 (下 限 額)	260,000